

檀環企 7297 号

平成27年 7 月 21 日

檀原市廃棄物減量等推進審議会

会 長 川 上 勇 様

檀原市長 森 下



ごみの減量・資源化に向けた今後の施策の在り方について（諮問）

檀原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第10条の規定に基づき、下記について貴審議会に調査・審議を求めます。

記

諮問事項：ごみの減量・資源化に向けた今後の施策の在り方について

以上

(諮問の趣旨)

橿原市は、平成9年3月に「橿原市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の実現に向けてごみの減量・資源化に取り組んできました。ごみ減量に寄与する施策として平成13年7月には持込料金の改定、平成15年4月には家庭系一般廃棄物の有料指定袋制度を導入しました。また、平成22年3月には「橿原市一般廃棄物処理基本計画」の改定を行い、資源集団回収などの市民協働事業、生ごみ堆肥化処理に対する支援、エコショップ認定制度、事業系ごみの適正排出の指導など普及啓発活動にも努め、ごみの減量・資源化を推進するための様々な施策を展開してきました。市では、これらの施策の進行管理を行うとともに、適切な評価や見直しを行ってきましたが、全国的な水準と比較すると未だ充分な減量・資源化の達成には至っていません。

一方、国では「第三次循環型社会形成推進基本計画」を平成25年5月に閣議決定し、リサイクルに比べ取組が遅れている2R（発生抑制、再使用）の取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化、3R国際協力の推進など、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取り組みを進めるための方向性が示されています。

また、平成25年度より「橿原市第三次総合計画」は後期基本計画へ移行し、廃棄物の減量化と適正処理を目標に、① 3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進、② 収集運搬体制の整備、③ 不法投棄対策の推進、④ 廃棄物処理施設の管理と保全の適正化、⑤ 余熱利用の促進の5つの方針を掲げています。

こうした近年における社会情勢の変化や上位計画が指し示す方向性など、本市のごみ処理事業は新たな転換期に差し掛かっています。

このような経緯の中で、新たな市民ニーズに対応するために、「粗大ごみのリクエスト収集」について検討を開始しました。また、廃棄物処理に対する意識啓発や具体的な減量行動を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担（受益者負担）の公平性を担保する観点から、リクエスト収集の有料化についても検討を重ねてきたところです。

本市におけるこれまでの取組状況や国等における廃棄物・環境政策の動向などを踏まえ、市民・事業者・行政が協働して、それぞれの責任・役割においてごみの発生の少ない循環型社会づくりを推進する具体的な方策が今、求められています。

つきましては、ごみの減量・資源化に向けた今後の施策の在り方とその収集処理体系について、幅広い観点から調査・審議をいただきたく、貴審議会に諮問いたします。